

佐賀県東部工業用水道規程第3号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(再任用職員の給与月額)</p> <p><u>第8条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）第2条の規定により定められたその者の勤務時間を同条の規定により定められた再任用短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員の給与月額)</p> <p><u>第8条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額（別表第1の給料表の適用を受ける職員で、当該給料表の備考の4の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）に、佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）第2条第1項ただし書の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(諸手当の額)</p> <p>第9条 管理職手当を支給する職及び当該職にある職員の管理職手当の額は、<u>管理職手当支給表（別表第4）のとおりとする。</u></p> <p><u>2～6</u> 略</p> <p><u>7</u> 特定任期付企業職員業績手当の額は、給料月額に相当する額とし、任期付職員条例第6条第3項の特に顕著な業績を挙げたと認められる企業職員かどうかは、任期付職員規則第6条の規定の例により判断するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>略</p>	<p>(諸手当の額)</p> <p>第9条 <u>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る管理職手当を支給する職は管理職手当支給表（別表第4）の管理職手当を支給する職の欄のとおりとし、当該職にある職員の管理職手当の額は同表の管理職手当の額の欄に定める額（佐賀県東部工業用水道職員就業規第2条第1項ただし書の規定により勤務時間を定められた職員にあっては、その額に同項ただし書の規定により定められた当該職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>定年前再任用短時間勤務職員に係る管理職手当を支給する職は管理職手当支給表（定年前再任用短時間勤務職員）（別表第4の2）の管理職手当を支給する職の欄のとおりとし、当該職にある職員の管理職手当の額は同表の管理職手当の額の欄に定める額に佐賀県東部工業用水道職員就業規第2条第1項ただし書の規定により定められた当該職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p><u>3～7</u> 略</p> <p><u>8</u> 特定任期付企業職員業績手当の額は、給料月額に相当する額とし、任期付職員条例第10条第3項の特に顕著な業績を挙げたと認められる企業職員かどうかは、任期付職員規則第6条の規定の例により判断するものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> <u>当分の間、職員が60歳（佐賀県職員の定年等に関する条例の一</u></p>

改正前	改正後
	部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号）による改正前の佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給与については、一般職員又は現業職給与規則の適用を受ける職員の例によるものとする。

別表第1の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

再任用職員		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300	394,900	446,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額								
		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300	394,900	446,800

に改め、備考の3の次に次のように加える。

- 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する備考の2の規定の適用については、同備考の2中「備考の2」とあるのは「備考の3の規定により読み替えて適用される同表備考の2」と、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」とする。次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後

改正前							改正後						
別表第2 (第2条関係)							別表第2 (第2条関係)						
現業職給料表							現業職給料表						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給							略				
再任用職員以外の職員	略						定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
再任用職員		195,900	207,200	226,000	247,100	278,400	定年前再任用短時間勤務職員		<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>
									195,900	207,200	226,000	247,100	278,400
備考 略							備考 略						
別表第4 略							別表第4 略						
							別表第4の2 (第9条関係)						

改正前	改正後	
	<u>管理職手当支給表（定年前再任用短時間勤務職員）</u>	
	<u>管理職手当を支給する職</u>	<u>管理職手当の額</u>
	<u>水道局の局長</u>	<u>112,900円</u>
	<u>事務所の所長</u>	<u>79,800円</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（定年退職者等の再任用に関する経過措置）
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）又は暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。第4項において同じ。）の給料月額については、佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第30号。以下「改正条例」という。）に基づく一般職員（改正条例による改正後の佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける者をいう。第5項において同じ。）又は佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整理に関する規則（令和5年佐賀県規則第14号。以下「整理規則」という。）に基づく現業職員（整理規則第1条の規定による改正後の佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和37年佐賀県規則第91号）の適用を受ける職員をいう。同項において同じ。）の例によるものとする。
- 3 暫定再任用職員に対するこの規程による改正後の佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）第9条の規定の適用については、同条第1項中「管理職手当支給表（別表第4）」とあるのは、「管理職手当支給表（定年前再任用短時間勤務職員）（別表第4の2）」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程第9条の規定を適用する。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、改正条例に基づく一般職員又は整理規則に基づく現業職員の例によるものとする。